

「憲法・民主主義・表現の自由 — 守るべき循環と精神的自由」

志田陽子（武蔵野美術大学・憲法）

1 憲法改正の議論と現在の社会状況を総合的に見て…

- 人権の問題 世界史と断ち切れた人権保障は人権保障の体をなさない
- 平和の問題 平和的生存権の抹消、安保法制（集団的自衛権の行使容認）の正当化
- 教育の問題 人権教育、平和教育への影響。道徳教育の問題。家庭教育や社会教育。
- 主権・立憲民主主義の問題 緊急事態条項の導入による国民主権・立憲主義の無化
- ☆すでに先取りされている憲法改正？
- とくに「表現の自由」と「安全保障体制」と、「個人として尊重」

2 「表現の自由」とは — もとは「公」との関係での「自由」

まず、守るべき基本原則を確認

(1) 憲法 21 条 1 項 「一切の表現」の自由を保障

「一切の表現の自由」：言論の多様なあり方を視野に入れた保障

集会、結社（デモ行進も含む）／言論（スピーチ、文書）／出版（新聞⇒メディア一般）

(2) 「自由を保障する」とは？

- ・ 消極的自由保障：公権力への“NO！” 自発的な表現を公権力から妨害されない自由
- ・ 積極的制度保障：公権力への“DO！” 知る権利保障のための情報公開制度などは must
図書館の整備や芸術支援は must ではないが、やるとなったら「自由」を保障すべき

(3) 「表現の自由」が重要な人権とされる理由

1. 個人の人格・自己実現にとって不可欠
2. 社会の存続（とくに民主主義）にとって不可欠 ←「アラーム」の話をあつて
3. 「表現の自由」の弱さ＝萎縮しやすいデリケートな権利だから手厚く保障

(4) 「表現」の双方向性・循環性 と「知る権利」——「めぐり」を守るのが「民主主義」

国や自治体が、表現の送り手と受け手の間に立って「関所」を設けてはいけない。

(5) 「検閲の禁止」、「通信の秘密の保障」

- ・「検閲」とは：公権力が、表現物の内容を公表に先立って審査し、公表を差し止めたり内容の訂正を求めたりできる制度。（＝表現の間に公権力が関所として関わってはいけない）
- ・「通信の秘密」の保障 電話、電報、封書の中身、個人メールなどのプライベートな通信内容に公権力が盗聴・傍受を行ってはならない。例外：犯罪の捜査のための通信傍受
- ・日本国憲法制定前（第二次世界大戦時）に行われた、検閲による情報統制
報道の遮断と芸術の利用が、表裏一体となって、国民の思考や価値観を統制していった。
⇒「芸術の自由」
⇒「精神的自由」全体と民主的社会の関係を考える必要がある

(6) 芸術表現の自由と国家 —今年、急浮上したテーマ

- ・戦時下の日本やドイツで行われた、表現への国家介入
- ・国家にとって役に立つ内容か否かで、価値の優劣をつけて選別（検閲）
- ・思想傾向への介入、人身の拘束（小林多喜二事件、横浜事件など）

日本では、「**国家は芸術を支援するが統制しない**」ことの意義は、まだ理解されていない。

(7) 「表現が成立する「場」の重要性

送り手と受け手の間にある伝達空間を遮断するタイプの規制

とくに市民集会や芸術表現の場合、「場」の確保が決定的に重要。☆公民館での、市民による映画上映

3 表現の自由と共存社会 —水平な関係の中での人権の確保

平和的生存、平和構築のためには、共存・包摂型の社会を

(1) 他者の権利

「表現の自由」を含む人権は、憲法 13 条 「公共の福祉」に反しない限り国政の上で最大限尊重



他者の権利を守るための制約はある。代表的なものは《人格権》。

人格権の主な内容：侮辱を受けない権利（侮辱罪、ハラスメント）、名誉権（名誉毀損）、

プライバシー権、肖像権、パブリシティ権

☆学校および教員には、個人情報保護義務、その他の職責や場面に応じて守秘義務がある。

(2) 社会的弱者への配慮—学校教員に、とくに見識が求められる部分

青少年の保護を目的とした規制

児童ポルノ規制、各自治体の条例（青少年健全育成条例など）

差別表現、宗教的侮辱—法規制はないが、いじめとして出てきた時には学校教員に解決努力の義務が

ヘイトスピーチ—社会的弱者に対してとくに排斥的・攻撃的な差別表現。

世界史の視野で問題を概観。国際社会がこの問題を深刻に憂慮する理由は、

「いじめ」も、上記の問題が学校内で起きている事例が多く、認識と対応には上記の問題への知識が必要

4 憲法改正案と「表現の自由」 —「公益」による制約、めぐりの悪い社会に

すでに先取りされている憲法改正？

2012年 自民党改正草案・第21条 「2項」が加わる

- 1 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。
- 2 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。
- 3 検閲は、してはならない。通信の秘密は、侵してはならない。

(1) 「公共の福祉」を「公益」に

・12条・13条「公共の福祉」もこの文言に変更。

他の条文すべてに影響する通則 ⇒ 他の条文すべての保障内容が変わる。

・「公共の福祉」は本来、一般市民に還元されるべき福利を意味するが、「公益」となるとその意味が

後退。立法者の価値観に任される

- ・この制約が存在する上に、21条では「公益」による禁止を重ね塗り。
デモ活動など、主権者としての表現活動が今以上に困難に。
「テロ等準備罪」（共謀罪）制定や「特定秘密保護法」制定はその先取り？
→批判の自由・アラーム機能の失われた国家に。 ⇒立憲民主主義の思考に逆行

★芸術祭補助金取り消しに使われた「公益」。⇒教員・公務員へも萎縮効果として波及？

(2) アラームを無効にすることの危険——人権と統治にまたがる問題

- ・《自己目的のために人間を利用する国家》から脱却して《人間のために働く国家》のあり方・組織立てを定めているのが憲法。
- ・逆流が起きる危険があるときに、これを防ぐ仕組みが憲法保障。憲法保障の仕組みが作動するためには、アラームが必要。国民の声、政府から独立したジャーナリズムや大学など。
- ・憲法改正への動きは、国家（行政権）がアラームのシステムを自ら外していく流れになっている。議会での決めやすさ、行政の進めやすさだけを追求する国家→歴史の重大な教訓を見失う。

(3) 国民の置かれた位置は？ アラームの止められた船に乗っているようなもの。

- ・議会は、国民が考え、参加するための機会（会議公開の原則、情報公開、説明責任）。
- ・これが機能していないのが現状。上記の憲法改正があれば、この流れが追認・正当化される。
 - ・安保法制国会で、「内閣が総合的に判断する」という答弁に終始し強行採決
 - ・53条にもとづく国会開催要求が無視され続けている
 - ・公文書の破棄、あるいは記録が（あっても）「ない」とする答弁
 - ・市民の自発的な表現や集会に、「公」が場所を提供しない傾向は、民主主義の基礎体力を奪う
- ・憲法改正に関する広告規制（資金力によって影響力が決まる仕組みでよいのかという問題）

(4) 歴史と向き合う憲法か、歴史から逃げる憲法か——憲法の基盤部分に直結

- ・2012年改正草案：民主的な意思決定と、憲法の世界史的実質（思考の足場）が見失われる。
- ・憲法の歴史性（前進のためには、省察が不可欠）：①自国の歴史への反省②世界史とのつながり。
- ・「基盤」：歴史の中で、古い地層に属する規範は、一定の抽象化・普遍化を経て「立憲主義」ルールへ。普段は意識されない「土台」。それを取り払ってしまうと、全体が揺らぐ。

4. 教育者・研究者への影響 —— 職責と良心の相剋

主権者教育との矛盾が高まり、教員としての良心に緊張も高まる

(1) 主権者教育・平和教育・人権教育との矛盾

- ・国民主権と代表制民主主義のもと、国政に関する情報を得た上で、自らの意思を代表者に伝えるのが「主権者」のあり方。
- ・教育者の職務は、この仕組みを学生に教え、自分の頭と心で考える機会を与えることだが…

(2) 「中立性」原則の誤用——上記の矛盾を語りあうことができない

- ・「教育の中立性」とは、時の政府や個別の政治的動きから独立して、多様な社会問題や見解があるという現実を知らせること。政治的争点となっている事柄も当然含まれる。

- ・多くの教員が、「政治的偏向」との指弾を受けることを怖れて、本来の主権者教育に踏み出せない《萎縮》の状態に。（「中立性」原則の誤用と肥大）。
 - ・学校現場で、「政治的内容」を理由に、講演会が中止に（会場使用許可取り消しなど）。
 - ・市民が公民館などの公共施設を借りて行う集會も、施設使用許可が出ない例が多発。

（3）高等教育の無償化に憲法改正は必要か？

⇒No. 憲法 25 条「最低限度」と同じく 26 条「義務教育」も、「国の施策がこれより後退してはならない」という最低ラインを示したもの。社会権保障をより手厚く行うことはできる。

さいごに — 私たちが考えるべきこと、できること

権利を知り、権利侵害を受けていたら気づき、良心をシェアできる人を見つける

（1）主権者としての問題 すでに先取りされている憲法改正？

- ・現在の流れ：実質的な憲法改変が既成事実として強化されつつある
 - ⇒憲法改正はこれに形式的正当化を与える「仕上げ」？ しかし・・・

憲法 96 条の趣旨：主権者である国民の意思を問うことなく憲法を改正してはならない。

主権者は、憲法改正の際に国民投票に参加する権利を持っている。

「知る権利」と「表現の自由」の実質的保障は、とくにこの場面では不可欠。

（2）「国民自身が選んだ成り行きなのだから、軌道修正できない」？

- ・国民が選んだ代表者でも、憲法ルールを踏み外せば、ダメ出しを受ける仕組みが憲法にはある。
 - 「平穏に請願をする権利」（16 条）や情報公開請求、違憲訴訟など。
 - その仕組み（アラーム機能）が動かなくなる方向に・・・

（3）次の世代のために、一人一人の「良心」を伝える・シェアする必要がある

- ・いざというとき、「私の権利への侵害です」といえる資格を持つ
 - 例・国際社会との連携：各人の関心に応じた、NPO の活動への賛同や支援
- ・市民の主権者としての意識の広がり——市民の知的意欲の向上と、冷笑ムードとが拮抗している。冷笑ムードに流されないことが大事。 ⇒ 無力感を次世代にリレーしない。
- ・憲法改正国民投票では、無関心層、冷笑傍観者が増えれば増えるほど、改正が実現しやすくなる。
- ・自由であることを他人に強制はできない。自分がまず自由であろうとすることが必要。

本日のお話のもとになっている論稿（志田執筆）

- ・『「表現の自由」の明日へ——一人ひとりのために、共存社会のために』（大月書店、2018 年）
- ・『合格水準 教職のための憲法』（法律文化社、2018 年）
- ・『表現者のための憲法入門』（武蔵野美術大学出版局、2015 年）
- ・「文化芸術における自由と公共性——芸術の萎縮と私物化に「NO」というために」（朝日「ジャーナリズム」、2019 年 11 月号）
- ・「芸術の自由と共存社会」（世界、2019 年 10 月号）
- ・「地方自治体と市民の基礎体力——「集會の自由」の意味」（議会与自治体、2017 年 10 月号）